

青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

<p>対象企業</p>	<p>【1】 県の誘致企業であること</p> <p>【2】 コンタクトセンター関連企業または情報システム・クリエイティブ関連企業であること</p> <p>【3】 操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が以下の人数以上の企業であること</p> <p>①コンタクトセンター関連企業 5人以上</p> <p>②情報システム・クリエイティブ関連企業 3人以上</p>
<p>交付内容 など</p>	<p>【1】 通信回線の使用に要する経費</p> <p>①コンタクトセンター関連企業 2分の1(限度額:年額3,000万円)</p> <p>②情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1(限度額:年額180万円)</p> <p>【2】 貸しオフィス等の賃借に要する経費</p> <p>①コンタクトセンター関連企業 4分の1(限度額:年額700万円)</p> <p>②情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1(限度額:年額480万円)</p> <p>※コンタクトセンター関連企業における【1】、【2】の限度額は、3年間で総額1億円</p> <p>【3】 地元従業員の雇用に要する経費</p> <p>①コンタクトセンター関連企業(限度額:3年間で総額1億円)</p> <p>立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に限り、市町村が1人につき助成する額と同額を補助。</p> <p>県の限度額は、県内からの新規常用雇用者1人につき30万円。</p> <p>②情報システム・クリエイティブ関連企業(限度額:3年間で総額270万円)</p> <p>県内からの新規常用雇用者1人につき30万円を補助。</p> <p>【4】 補助期間 36ヶ月</p>